

仕事について

障害者が就職しようとするとき、どのような援助が受けられるのか、また事業所側の障害者雇用についての責務について概要を紹介します。

○公共職業安定所

障害者の方に対する職業相談等について、専門の職員が対応しています。お仕事探しのお手伝い等、個別の事例に対するサービスを行っています。

<主な支援>

- ・職業相談、紹介
お仕事探しの相談・紹介を行います。
- ・定着支援
就職後、必要に応じ職場を訪問し、職場定着の支援を行います。
- ・関係機関との連携
地域障害者職業センターにおける専門的な職業リハビリテーションや、障害者就業・生活支援センターにおける生活面を含めた支援を紹介するなど、関係機関と連携した就職支援を行っている。

○障害者職業センター

就職や職場定着、職場復帰を希望する障害のある方に対して、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携しながら支援を実施しています。

また、事業主に対して、ハローワーク等と連携しながら、障害のある方の雇入れや雇用継続に関する相談・支援を実施しています。

【主な支援】

- ・職業準備支援
主に発達障害や精神障害、高次脳機能障害のある方などで、就職を目指す方に対して個別のニーズに応じたカリキュラムを作成し、センター内に設けた支援室での作業や講座、事業所での実習等を通じて、働くための基礎となる労働習慣、職場で必要となる基本的なコミュニケーションやストレス対処の方法等を身に付けるための支援を行います。

<支援期間：2～12週間>

- ・ジョブコーチ支援
障害のある方の職場定着のためにジョブコーチが事業所を訪問し、障害のある方と職場の方双方に対して、障害特性に応じた支援を行います。

<支援期間：標準3か月程度>

- ・リワーク支援
うつ病等で休職中の方を対象に職場復帰支援（リワーク支援）を行っています。
職場復帰のために必要なウォーミングアップなどの支援をセンターにて実施します。
また、必要に応じ復帰先企業でのリハビリ出勤等へのフォローを行い、円滑に復職できるよう支援を行います。

<支援期間：標準3か月程度>

※当センターの利用にかかる費用は無料ですが、賃金、各種手当、交通費等は支給されません。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部
高知障害者職業センター

〒781-5102 高知市大津甲770-3

☎ 088-866-2111

FAX 088-866-0676

URL <http://www.jeed.go.jp>

問い合わせ先

高知公共職業安定所
専門援助部門
障害者コーナー
(ハローワーク高知)
☎ 878-5323

高知障害者職業センター
☎ 866-2111
FAX 866-0676

■仕事について

○障害者職業能力開発校

障害者の就職を容易にし、社会的自立を促進するため、能力に応じた職業能力開発を実施しています。

主な訓練項目は、機械加工・製図（CAD）、OA機器操作、シスアド、会計ビジネス等があります。

国立

名 称	電話番号
北海道障害者職業能力開発校	0125-52-2774
宮城障害者職業能力開発校	022-233-3124
中央障害者職業能力開発校	042-995-1711
東京障害者職業能力開発校	042-341-1411
神奈川障害者職業能力開発校	042-744-1243
石川障害者職業能力開発校	076-248-2235
愛知障害者職業能力開発校	0533-93-2102
大阪障害者職業能力開発校	072-296-8311
兵庫障害者職業能力開発校	072-782-3210
吉備高原障害者職業能力開発校	0866-56-9000
広島障害者職業能力開発校	082-254-1766
福岡障害者職業能力開発校	093-741-5431
鹿児島障害者職業能力開発校	0996-44-2206

県立

名 称	電話番号
青森県立障害者職業訓練校	0172-36-6882
千葉県立障害者高等技術専門校	043-291-7744
静岡県立あしたか職業訓練校	055-924-4380
愛知県心身障害者コロニー春日台職業訓練校	0568-88-0811
京都府立京都障害者高等技術専門校	075-642-1510
兵庫県立障害者高等技術専門学院	078-927-3230

○障害者就業・生活支援センター

仕事に就きたい人や仕事をしている人の様々な就労・生活相談をしています。そして、職業開拓、職場定着支援などをいろいろな機関と連携しながら行っています。

名 称	所 在 地	電話番号
高知障害者就業・生活支援センター シャイン	高知市大原町76-2 コーポ筆山1F北号室	☎088-802-6185

問い合わせ先

〒781-8560

高知市大津乙2536-6

高知公共職業安定所

専門援助部門

障害者コーナー

(ハローワーク高知)

☎ 878-5323

○障害者雇用のための主な助成措置等

制 度 名	内 容
特定求職者雇用開発助成金	<p>◆<u>特定就職困難者コース</u></p> <p>障害者などの就職が特に困難な方をハローワークの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、賃金の一部を助成するもの。</p> <p>◆<u>発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース</u></p> <p>障害者手帳を所持していない発達障害者または難治性疾患患者（雇入れ日時時点で満65歳未満の方）をハローワークの紹介により常用労働者として雇い入れ、対象労働者の雇用管理に関する事項を報告する事業主に対して助成するもの。</p> <p>（障害手帳所持の方は上記の「特定就職困難者コース」が対象となります）</p>
障害者トライアル雇用助成金	<p>障害者を一定期間、試行的に雇用することにより適性や常用雇用の可能性を見極め、求職者・求人者の相互理解を促進し、雇用機会の創出を図ります。</p> <p>雇用期間は原則3ヶ月。月額40,000円</p> <p>※ただし、精神障害者の場合は、雇用期間は原則6～12ヶ月</p> <p>助成金支給期間は6ヶ月で、3ヶ月までは月額80,000円、4ヶ月以降は月額40,000円となります。</p>
障害者短時間トライアル雇用助成金	<p>障害者特性等により直ちに20時間以上勤務することが難しい精神障害者・発達障害者を週10時間以上20時間未満で雇用し、原則3～12ヶ月の期間をかけながら20時間以上の就業を目指します。月額40,000円</p>

※助成金の支給には、一定の要件がありますので、詳しくはハローワークにご相談ください。

問い合わせ先 高知公共職業安定所 専門援助部門 障害者コーナー ☎878-5323